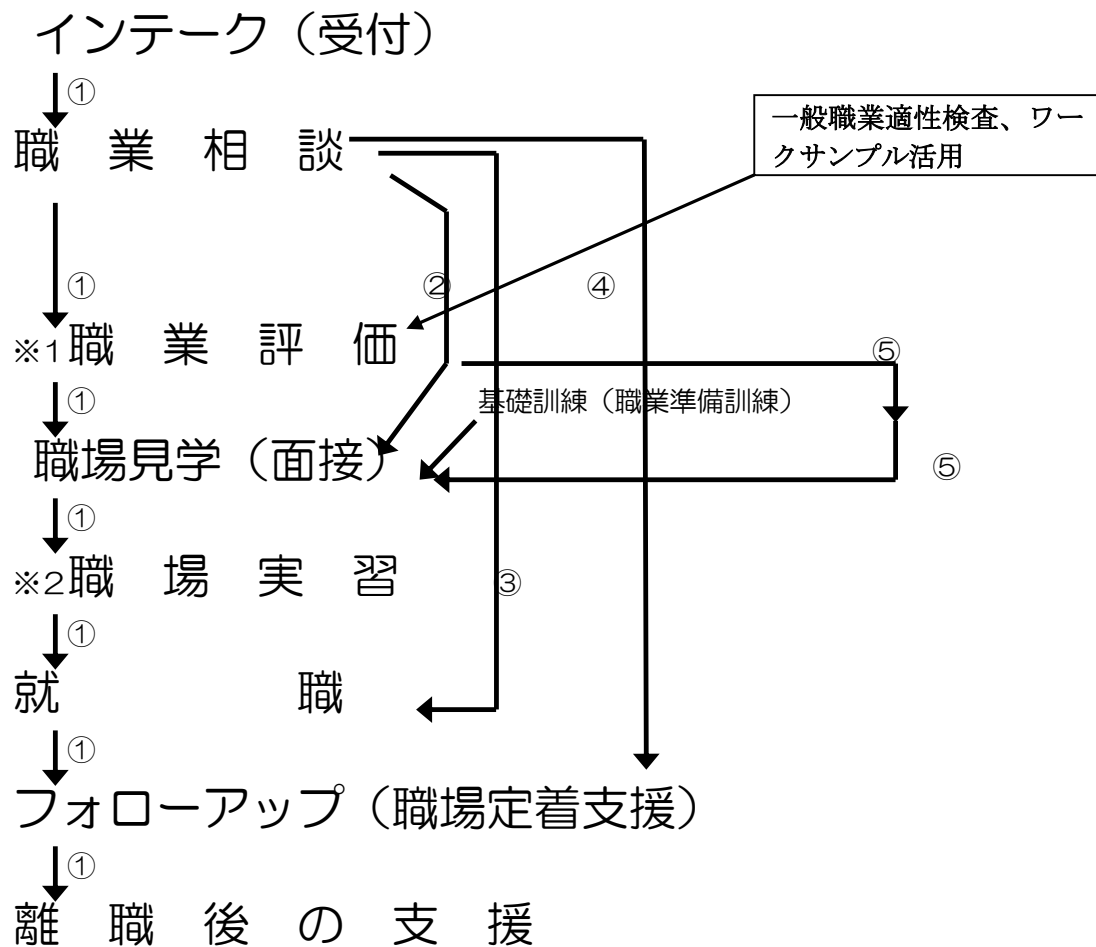


障害者就業・生活支援センター 支援チャート



①はオーソドックスなパターン

②は過去の職歴などから、職業評価を受けなくても就職可能性が高いと判断された場合

③は職場実習を必要とせず、正式雇用もしくはトライアル雇用などの場合

④は受付時、すでに就労しており、フォローアップから関わる場合

⑤は職業評価の結果、訓練を受けてからの就職が望ましいとされた場合

※ 1 ここで言う職業評価は、就業・生活支援センター独自のもの、又は、平成27年度に秩父地域で作成した、統一の就労アセスメントシートにより把握された評価、もしくは障害者職業センターで行うものを指す

※ 2 職場実習は、障害者委託訓練、短期職場適応訓練、職親委託制度、職務試行法などを適用する場合もある